



型の業務を担つたためには、相応の体制整備が欠かせないと考えております。

そこで、我が党は、児童相談所の機能を市町村が行うようには、高い専門性を持つ人材の確保、資質の向上を義務付けることが必要と考えております。

虐待を疑われる児童の通告があつたとき、この子供は虐待を受けているのか、それは軽度なのか、重度なのかの判断をいたします。その初動判断を誤りますと、本来救えるべきはずの子供を救えないということにもつながってまいります。通告を受けた市町村の窓口がこの初動判断を誤らないためにも、市町村には専門性の高い人材を配置すべきではないでしょうか。

尾辻厚生労働大臣、大臣のお考えになる資質、専門性とはどのようなものなのかをお答えいたしました上で、市町村の窓口に児童福祉司を配置することについての政府の御見解をお伺いいたしました。

次に、村田国家公安委員長にお伺いいたしました。

この二年半、虐待によって亡くなつた子供のうち、四割が零歳児、赤ちゃんです。虐待で亡くなつた子供のうちの九割が六歳未満の子供です。虐待の通告は、児童相談所、市町村の窓口が開いている時間帯だけではなく、夜間でも休日でも二十四時間、三百六十五日対応するためにも、全國に約千八百人しかおりません。

そこで国は、自治体が人口六万八千人に対し一人の児童福祉司を配置するための交付税での予算措置を行つておられます。でも、この基準を満たしていない自治体は全国で六割ございます。六割の自治体が、国からの交付金を受け取つてない取組いかんが、虐待対策の地域格差につながっております。

例えば、基準の倍以上の手厚い保護をしている青森県には、人口約三万人に対し一人の割合で児童福祉司が配置されています。その一方で、あの岐阜県では、人口約十二万人に対し一人の割合です。青森県と岐阜県の割合は、その配置の格差、四倍もございます。児童福祉司が子供の命を救う仕事をしていることを考へると、その配置の差はとても大きいものがあると思います。たゞ、交付金ではその使い方を国が指導することはいことが、親が暴力を振るわないことが何よりも

大切です。そのためには、子供の安全確保と並んで、保護者が一度と虐待をしないための指導が欠かせません。保護者の指導には、自治体の勧告だけではなく司法の積極的な関与が望まれますが、大臣はいかがお考えでしようか。司法の関与が必要か、それとも要らないとお考えか、明確な御答弁を下さい。

虐待予防のための取組は、少子化対策とも深くかかわっています。南野法務大臣におかれましては、少子化対策担当大臣としてのお立場からも、是非、官僚の書かれた答弁をただ読まれるのではなく、御自身の率直なお考えを私どもの方を見てお答えいただけますようお願い申し上げます。

次に、虐待対策の今後が大きくかかわってくるいわゆる三位一体改革について、尾辻厚生労働大臣にお伺いいたします。

虐待防止には、専門的知識、技術を持った児童福祉司の存在が欠かせません。この十年間で虐待相談の処理件数は十六倍になつていますが、この間、児童福祉司の数は一・五倍になつただけで、全国に約千八百人しかおりません。

岐阜県と青森県のようく四倍の格差が生じるようになりますが、三位一体改革で地方に任せてしまつた格差は是正されない、虐待対策はなお國が対策を講じていくべきだとお考えでしようか。御見識を伺わせてください。

そして、少子化対策と同じく、虐待対策も地方に任せることに反対、地方の提唱した案よりも厚生労働省の案の方が現実的とすれば、少子化対策も厚生労働省の案の方がいいというお立場であれば、総理の地方六団体の案を真摯に受け止められた方針との間にずれが生じてまいります。このずれが大臣は生じるとお考えでしようか、それとも生じないとお考えでしようか。生じるとお考えであれば、このぞれを尾辻厚生労働大臣はどうしていくおつもりなのかを、是非明確な御答弁をいただけますようお願いいたします。

虐待対策、子供の命にかかることがあります。児童相談所の持つノウハウを市町村に伝達する事業に対する補助や市町村保健師の増員などの市町村の体制整備に努めてきたところでございますけれども、さらに来年度につきましても、これまで児童相談所の持つノウハウを市町村に伝達する事業に対する補助や市町村保健師の増員などの市町村の体制整備に努めてきたところでございますけれども、それの自治体の御判断ではありますけれども、児

できません。

自治体に任せることが虐待防止対策の地域格差につながっている現状を尾辻厚生労働大臣はどのようにお考えなのか、お考えを伺わせてください。

小泉総理大臣は、骨太改革で進める三位一体改革では、地方六団体の案を真摯に受け止めるとしています。尾辻厚生労働大臣は委員会で、民間保育所の運営費削減、これも地方六団体の提案でございましたが、これは反対で、そんなことをされたら国が進めている少子化対策がうまくいかなくなると、地方の提唱した案よりも厚生労働省の独自案の方が現実的だというお考えを率直に御発言されました。虐待対策も地方に任せられるわけにはいきません。虐待対策も地方に任せられるわけにはいきません。虐待対策も地方に任せられるわけにはいきません。

児童虐待への対応につきましては、様々な施策の推進が図られてまいりましたけれども、依然として社会全体として早急に取り組むべき重要な課題であると認識をいたしております。

このため、政府といたしましても、平成十六年度予算における児童虐待防止対策の大額な拡充、それから、今般お願いしておりますこの児童福祉法の改正等により施策の充実を図ることとしております。

こうした取組を通じまして、虐待という重大な権利侵害から子供を守り、子供が心身ともに健全に成長できるよう最大限力を尽くしてまいります。

（國務大臣尾辻秀久君登壇、拍手）

○國務大臣（尾辻秀久君） 児童虐待防止対策について、基本的な考え方についてのお尋ねがございました。

児童虐待への対応につきましては、様々な施策の推進が図られてまいりましたけれども、依然として社会全体として早急に取り組むべき重要な課題であると認識をいたしております。

このため、政府といたしましても、平成十六年度予算における児童虐待防止対策の大額な拡充、それから、今般お願いしておりますこの児童福祉

最後になりました。虐待対策では、子供を国の財産ととらえ、一人の尊厳を持つた存在ととらえ、その命、成長発達段階すべてを保障する制度の必要性を強く訴え、私からの御質問を終わらせ

ていただきました。（拍手）